（統計部に置く課等）

第三百十二条　統計部に、次の四課並びに総括統計官一人、地域統計調整官二人及び統計管理官五人を置く。

調整課
統計企画課
経営・構造統計課
生産流通消費統計課

第三百二十一条　削除

（統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

2・3　（略）

4　地域統計分析官は、北海道農政事務所の管轄区域内における統計の分析に係る統計の収集、整理及び分析並びに統計の分析に関する技術の指導に関する事務（統計分析官の所掌に属するものを除く。）を行う。

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸収源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　花粉発生源対策調整官は、花粉症の発生源対策に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　（略）

10　花粉発生源対策推進官は、花粉症の発生源対策の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11～15　（略）

（総務企画部に置く課等）

第四百二十二条　総務企画部に、次の三課、地域業務対策官五人（東北森林管理局及び九州森林管理局にあっては六人、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局にあっては七人）及び専門官三人を置く。

総務課
企画調整課
経理課

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課、地域業務対策官十六人及び専門官三人を置く。

総務課
企画課
業務調整課
経理課

（統計部に置く課等）

第三百十二条　統計部に、次の四課並びに総括統計官一人、地域統計調整官二人、統計管理官六人及び総合分析官二人を置く。

調整課
統計企画課
経営・構造統計課
生産流通消費統計課

（総合分析官の職務）

第三百二十一条　総合分析官は、命を受けて、農林水産業に関する統計の総合的な分析及びこれについての指導に関する事務を行う。

（統計指導官及び統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官及び統計分析官それぞれ二人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）

第三百九十一条の二　森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林経営管理技術者育成専門官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　森林保全推進官は、森林に関する環境の保全に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

（新設）

10～14　（略）

（総務企画部に置く課等）

第四百二十二条　総務企画部に、次の三課及び専門官三人を置く。

総務課
企画調整課
経理課

2　北海道森林管理局の総務企画部においては、前項の規定にかかわらず、次の四課及び専門官三人を置く。

総務課
企画課
業務調整課
経理課